

「FX24 インターネット取引説明書」の一部改正について

下線部変更
(平成 25 年 12 月 1 日)

現 行	変 更 後
(前 文) (省 略)	(前 文) (現行どおり)
(枠 内) (省 略)	(枠 内) (現行どおり)
(本 文)	(本 文)
1. (省 略)	1. (現行どおり)
2. 本取引のルールおよび仕組みについて	2. 本取引のルールおよび仕組みについて
(1)～(3) (省 略)	(1)～(3) (現行どおり)
(4) 取引の方法	(4) 取引の方法
①～⑦ (省 略)	①～⑦ (現行どおり)
⑧ ロスカットルール	⑧ ロスカットルール
(a) (省 略)	(a) (現行どおり)
(b) ロスカットルール	(b) ロスカットルール
(省 略)	(現行どおり)
◇～◇ (省 略)	◇～◇ (現行どおり)
(新 設)	◇ <u>ロスカット対象の未決済建玉に対して未約定の決済指値注文が入っていた場合、注文をキャンセルした後、ロスカット決済注文を発注します。そのため、ロスカット判定時の当社の価格と実際に約定する価格とは異なる場合があります。</u>
※～※ (省 略)	※～※ (現行どおり)
⑨ (省 略)	⑨ (現行どおり)
(5) (省 略)	(5) (現行どおり)
3. 取引の注文	3. 取引の注文
(1)～(3) (省 略)	(1)～(3) (現行どおり)
(4) 注文の種類	(4) 注文の種類
① 成行注文	① 成行注文
価格を指定せずに数量と売買のみを指定し、即時に取引を成立させる注文です。当社サーバーがお客様の注文を受付けたときの次の価格（ネクストレート）で約定します。ただし、カバー先から価格が配信されなかったり、システム障害でネクストレートが取得できない場合など、注文を受付けてから 1 分経過しても注文が成立	価格を指定せずに数量と売買のみを指定し、即時に取引を成立させる注文です。当社サーバーがお客様の注文を受付けたときの次の価格（ネクストレート）で約定します。 <u>そのため、発注時の表示価格と乖離した価格で注文が約定する場合があります。</u> ただし、カバー先から価格が配信されなかったり、システム障害でネクスト

現 行	変 更 後
<p>しない場合は、不成立となります。</p> <p>② (省 略)</p> <p>③逆指値注文 (ストップ注文)</p> <p>売買注文を出すときに指値注文とは逆に「いくら以上なら買いたい、いくら以下なら売りたい」というように価格を指定する注文です。例えば、80 円で米ドル／円の買建玉を持っているお客様が、79 円以下になるようであれば損失限定のために売り決済したいと考えた場合、「79 円の売り逆指値注文」という形で発注します。この注文は、最初に条件を満たした価格で約定します。</p> <p>④ストリーミング注文 (省 略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 買い注文の場合 「お客様の発注時の<u>価格</u> ≥ 当社の受信時の価格」の場合、お客様の発注時の<u>価格</u>で約定し、「お客様の発注時の<u>価格</u> < 当社の受信時の価格」の場合、失効します。 ・ 売り注文の場合 「お客様の発注時の<u>価格</u> > 当社の受信時の価格」の場合、失効し、「お客様の発注時の<u>価格</u> ≤ 当社の受信時の<u>価格</u>」の場合、お客様の発注時の<u>価格</u>で約定します。 <p>⑤クイック注文</p> <p>FIFO 注文と両建てのいずれかを選択したうえでストリーミング注文を行う注文方法です。FIFO 注文を選択した場合は、決済の際、建玉を指定することなく、自動的に建玉月日の古い順に決済されます。また、両建てを選択した場合は、新規のストリーミング注文と同様の注文方法となります。ブラウザ版およびスマートフォン版にてクイック注文を設定することにより、リッチクライアントシステム、iPhone アプリおよび Andoroid アプリにてご利用可能です。さらに、リッチクライアントシステムにおいては、あらかじめ決済注文を新規注文と同時に発注す</p>	<p>レートが取得できない場合など、注文を受付けてから1分経過しても注文が成立しない場合は、不成立となります。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③逆指値注文 (ストップ注文)</p> <p>売買注文を出すときに指値注文とは逆に「いくら以上なら買いたい、いくら以下なら売りたい」というように価格を指定する注文です。例えば、80 円で米ドル／円の買建玉を持っているお客様が、79 円以下になるようであれば損失限定のために売り決済したいと考えた場合、「79 円の売り逆指値注文」という形で発注します。この注文は、最初に条件を満たした価格で約定します。<u>このため、お客様の指定価格と大きく乖離した価格で注文が約定する場合があります。</u></p> <p>④ストリーミング注文 (現行どおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 買い注文の場合 「お客様の発注時の<u>表示価格</u> ≥ 当社の受信時の価格」の場合、お客様の発注時の<u>表示価格</u>で約定し、「お客様の発注時の<u>表示価格</u> < 当社の受信時の価格」の場合、失効します。 ・ 売り注文の場合 「お客様の発注時の<u>表示価格</u> > 当社の受信時の価格」の場合、失効し、「お客様の発注時の<u>表示価格</u> ≤ 当社の受信時の<u>価格</u>」の場合、お客様の発注時の<u>表示価格</u>で約定します。 <p>⑤クイック注文</p> <p>FIFO 注文と両建てのいずれかを選択したうえでストリーミング注文を行う注文方法です。FIFO 注文を選択した場合は、決済の際、建玉を指定することなく、自動的に建玉月日の古い順に決済されます。また、両建てを選択した場合は、新規のストリーミング注文と同様の注文方法となります。ブラウザ版およびスマートフォン版にてクイック注文を設定することにより、リッチクライアントシステム、iPhone アプリおよび Andoroid アプリにてご利用可能です。さらに、リッチクライアントシステムにおいては、あらかじめ決済注文を新規注文と同時に発注す</p>

現 行	変 更 後
<p>ることができます。その場合、新規ストリーミング注文と同時に、その新規建玉に対する決済指値注文、決済逆指値注文またはOCO注文の形で決済注文を発注することが可能です。<u>なお、注文の際に、発注時の価格と受注時の価格に差（スリッページといいます。）があったとしても、スリッページ許容幅を設定していただくことにより、次の範囲で約定します。</u></p>	<p>ることができます。その場合、新規ストリーミング注文と同時に、その新規建玉に対する決済指値注文、決済逆指値注文またはOCO注文の形で決済注文を発注することが可能です。</p>
<p>・<u>買い注文の場合</u></p> <p><u>「お客様の発注時の価格＋スリッページ許容幅≧当社の受注時の価格」の場合、当社の受注時の価格で約定（ただし、最低価格はおお客様の発注時の価格）し、「お客様の発注時の価格＋スリッページ許容幅＜当社の受注時の価格」の場合、失効します。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>・<u>売り注文の場合</u></p> <p><u>「お客様の発注時の価格－スリッページ許容幅＞当社の受信時の価格」の場合、失効し、「お客様の発注時の価格－スリッページ許容幅≦当社の受信時の価格」の場合、当社の受注時の価格で約定（ただし、最高価格はおお客様の発注時の価格）します。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>⑥～⑫ (省 略)</p> <p>(5)～(7) (省 略)</p>	<p>⑥～⑫ (現行どおり)</p> <p>(5)～(7) (現行どおり)</p>
<p>4. 禁止行為</p> <p>(1)～(22) (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>4. 禁止行為</p> <p>(1)～(22) (現行どおり)</p> <p><u>(23)お客様にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって不利な場合）には、お客様にとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって有利な場合）にも、お客様にとって不利な価格で取引を成立させること。</u></p> <p><u>(24)お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（お客様がスリッページを指定できる場合に、お客様にとって不利な価格で取引</u></p>

現 行	変 更 後					
<p>(新 設)</p> <p>5. 本取引のリスクについて (省 略) (1)～(7) (省 略) (新 設)</p> <p>(省 略)</p> <p>6. 本取引に関する用語解説 (1)～(24) (省 略) (新 設)</p> <p>7. 金融商品取引業である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決 (1) 当社の概要 ①～⑥ (省 略) ⑦業務の種類： (省 略) (新 設) ⑧沿 革： (追 加)</p>	<p><u>を成立させるスリッページの範囲が、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含みます。</u></p> <p><u>(25)お客様にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること。</u></p> <p>5. 本取引のリスクについて (現行どおり) (1)～(7) (現行どおり) <u>(8) 提示レートが相場から乖離するリスク</u> <u>本取引は、お客様と当社の相対取引です。本取引では、複数のカバー先からの配信価格や市場環境をもとに当社が生成した独自の価格をお客様に提示しております。そのため、当社が提示する価格は、他の金融機関や市場価格と必ずしも一致するものでなく、大きく乖離する可能性もあります。</u> (現行どおり)</p> <p>6. 本取引に関する用語解説 (1)～(24) (現行どおり) <u>(25)スリッページ</u> <u>お客様の注文時に表示されている価格またはお客様が注文時に指定した価格と約定価格とが異なる事象・価格差のことです。</u></p> <p>7. 金融商品取引業である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決 (1) 当社の概要 ①～⑥ (現行どおり) ⑦業務の種類： (現行どおり) <u>投資助言葉</u> ⑧沿 革：</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1042 197 1198 2022">平成24年11月</td> <td data-bbox="1201 197 1505 2022">スター為替証券株式会社の店頭為替証拠金取引事業を吸収分割により承継</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1042 2027 1198 2114">平成24年12月</td> <td data-bbox="1201 2027 1505 2114">スター為替証券株式会社の取引所為替証拠金取引事業、取引所株</td> </tr> </table>	平成24年11月	スター為替証券株式会社の店頭為替証拠金取引事業を吸収分割により承継	平成24年12月	スター為替証券株式会社の取引所為替証拠金取引事業、取引所株
平成24年11月	スター為替証券株式会社の店頭為替証拠金取引事業を吸収分割により承継					
平成24年12月	スター為替証券株式会社の取引所為替証拠金取引事業、取引所株					

現 行	変 更 後	
<p>⑨ (省 略)</p> <p>⑩加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会、 日本証券業協会</p> <p>(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の 概要</p> <p>①店頭外国為替証拠金取引 当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「FX24」および「シストレ24」について、オンライン取引を提供させていただいております</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 9 月 16 日</p>		<p><u>価指数証拠金取引事業を吸収分割により承継</u></p> <p><u>三田証券株式会社の取引所為替証拠金取引事業を吸収分割により承継</u></p>
	<p><u>平成25年07月</u></p>	<p><u>東京証券取引所と大阪証券取引所の市場統合により、東京証券取引所「JASDAQ（スタンダード）」へ上場変更</u></p>
	<p><u>平成25年08月</u></p>	<p><u>投資助言・代理業の登録</u></p>
	<p>⑨ (現行どおり)</p> <p>⑩加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会、 日本証券業協会、<u>一般社団法人日本投資顧問業協会</u></p> <p>(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の 概要</p> <p>①店頭外国為替証拠金取引 当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「FX24」および「シストレ24」について、オンライン取引を提供させていただいております。<u>なお、「シストレ24」については、投資助言業に該当します。</u></p> <p>(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 12 月 1 日</p>	